消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款(2024年4月1日実施)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、III(契約種別および料金)に定める料金率、附則2(料金〔口座振替割引契約〕についての特別措置)に定める口座振替割引額および附則4(農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ (契約種別および料金) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等 相 当 額
定額電灯 需要家料金	円銭(円銭)	円銭(円銭)
ー	71. 50 (0. 00)	6. 50 (0. 00)
10 ワットまでの 1 灯につき 10 ワットをこえ 20 ワットまでの	137. 68 (▲0. 04)	12. 52 (0. 00)
1灯につき 20 ワットをこえ 40 ワットまでの	228. 07 (▲0. 09)	20.73 (△ 0.01)
1灯につき 40 ワットをこえ 60 ワットまでの	408.84 (▲0.18)	37. 17 (▲ 0. 01)
1 灯につき 60 ワットをこえ 100 ワットまでの	589. 63 (▲ 0. 26)	53. 60 (▲ 0. 03)
1灯につき 100 ワットをこえる 1灯につき 50	950. 20 (▲ 0. 42)	86. 38 (▲ 0. 04)
ワットまでごとに	475. 10 (▲ 0. 21)	43. 19 (▲ 0. 02)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

		消費税等
区分および単位	料金率	相当額
小型機器料金 50 ボルトアンペアまでの 1 機器	円銭(円銭)	円銭(円銭)
につき 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト	373. 98 (▲ 0. 13)	34. 00 (▲ 0. 01)
アンペアまでの1機器につき 100 ボルトアンペアをこえる1機器	637. 96 (▲ 0. 26)	58. 00 (▲ 0. 02)
につき 50 ボルトアンペアまでごとに	318. 98 (▲0. 13)	29.00 (▲0.01)
従 量 電 灯 A 最 低 料 金 1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで	666.89 (▲ 0.11)	60. 63 (▲ 0. 01)
電力量料金 11 キロワット時をこえ 120 キロワット 時までの 1 キロワット時につき 120 キロワット時をこえ 300 キロワッ	30.65 (▲ 0.01)	2. 79 (0. 00)
ト時までの1キロワット時につき 300 キロワット時をこえる1キロワッ ト時につき	37.27 (3. 39 (0. 00) 3. 71 (0. 00)
後 量 電 灯 B		
基本料金契約容量1キロボルトアンペアにつき	397. 10 (0. 00)	36. 10 (0. 00)
電力量料金 最初の 120 キロワット時までの 1 キロ ワット時につき	27. 25 (▲ 0. 01)	2. 48 (0. 00)
120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの 1 キロワット時につき		
300 キロワット時をこえる 1 キロワッ	32. 78 (A 0. 01)	, ,
ト時につき	35. 70 (▲ 0. 01)	3. 25 (0. 00)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率	消費税等 相 当 額
臨 時 電 灯 A 1 日につき 総容量が 50 ボルトアンペアまでの	円銭(円銭)	円銭(円銭)
場合 総容量が 50 ボルトアンペアをこえ	11. 21 (▲ 0. 01)	1. 02 (0. 00)
100 ボルトアンペアまでの場合 総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100	22. 42 (▲0. 02)	2. 04 (0. 00)
ボルトアンペアまでごとに 総容量が 500 ボルトアンペアをこえ	22. 42 (△ 0. 02)	2. 04 (0. 00)
1キロボルトアンペアまでの場合 総容量が1キロボルトアンペアを こえ3キロボルトアンペアまでの 場合1キロボルトアンペアまで	224. 18 (▲ 0. 22)	20. 38 (▲0. 02)
でとに	224. 18 (△ 0. 22)	20.38 (△ 0.02)
臨 時 電 灯 B 最 低 料 金 1 契約につき最初の 11 キロワット時		
まで 電力量料金	811. 57 (▲ 0. 11)	73. 78 (▲ 0. 01)
上記をこえる1キロワット時につき	43.90 (▲0.01)	3.99 (0.00)
臨 時 電 灯 C 基 本 料 金 契約容量1キロボルトアンペア		
につき	443. 30 (0. 00)	40.30 (0.00)
電力量料金 1キロワット時につき	38.31 (▲0.01)	3. 48 (0. 00)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率	消費税等 相 当 額
公衆街路灯A	円銭(円銭)	円銭(円銭)
需要家料金 1 契約につき 電 灯 料 金	66.00 (0.00)	6.00 (0.00)
10 ワットまでの 1 灯につき 10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯	134. 38 (▲ 0. 04)	12. 22 (0. 00)
につき 20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯	223. 67 (▲0. 09)	20. 33 (▲0. 01)
につき 40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯 につき	401. 14 (▲0. 18) 578. 63 (▲0. 26)	36.47 (
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯 につき	932. 60 (\(\(\(\) \) 0. 42)	52. 60 (▲0. 03) 84. 78 (▲0. 04)
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	466. 30 (▲ 0. 21)	42. 39 (▲ 0. 02)
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器 につき 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト	365. 18 (▲0. 13)	33. 20 (▲0. 01)
アンペアまでの1機器につき 100 ボルトアンペアをこえる1機器に	624. 76 (▲ 0. 26)	56. 80 (▲ 0. 02)
つき 50 ボルトアンペアまでごとに	312. 38 (▲0. 13)	28. 40 (▲0. 01)
公衆街路灯B 最低料金		
1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで 電力量料金	637. 19 (▲ 0. 11)	57. 93 (▲ 0. 01)
モ刀里や並 上記をこえる1キロワット時につき	30.06 (▲0.01)	2. 73 (0. 00)
公衆街路灯C		
基 本 料 金 契約容量1キロボルトアンペア につき	358.60 (0.00)	32.60 (0.00)
電力量料金 1 キロワット時につき	27. 34 (▲ 0. 01)	2. 49 (0. 00)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率	消費税等 相 当 額
低 圧 電 力 基 本 料 金	円銭(円銭)	円銭(円銭)
契約電力 1 キロワットにつき 電力量料金 1 キロワット時につき	1, 183. 71 (0. 00)	107. 61 (0. 00)
夏季料金	25. 97 (▲ 0. 01)	2.36 (0.00)
その他季料金	24. 53 (▲ 0. 01)	2. 23 (0. 00)
臨 時 電 力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	239. 01 (▲0. 08)	21.73 (▲0.01)
農事用電力基本料金		
契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき	815. 21 (0. 00)	74. 11 (0. 00)
夏季料金	21.86 (△ 0.01)	1.99 (0.00)
その他季料金	20.80 (△ 0.01)	1.89 (0.00)

⁽注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(2) 附則 2 (料金〔口座振替割引契約〕についての特別措置) に定める口座振替割引額

区分および単位	口座振替 割引額	消費税等 相 当 額
1 契約につき	円 銭 55.00	円 銭 5.00

(3) 附則 4 (農事用電力 [脱穀調整用電力] のお客さまについての特別措置) に定める 料金率

区分および単位	料金率	消費税等 相 当 額
契約使用期間 最初の30日まで 契約電力 0.5キロワット 1 キロワット 2 キロワット 3 キロワット 3キロワット	円銭 (円銭) 4,384.90 (▲0.49) 6,554.08 (▲0.99) 10,848.77 (▲1.97) 15,163.25 (▲2.96)	円銭 (円銭) 398.63 (▲0.04) 595.83 (▲0.09) 986.25 (▲0.18) 1,378.48 (▲0.27)
を増すごとに 30 日をこえる1日につき 契約電力 0.5 キロワット 1 キロワット 2 キロワット 3 キロワット 3 キロワット 3 キロワット を増すごとに	4, 189. 08 (▲0. 99) 47. 56 (▲0. 02) 80. 82 (▲0. 03) 169. 34 (▲0. 07) 255. 66 (▲0. 10) 89. 62 (▲0. 03)	$380. 83 (\blacktriangle 0. 09)$ $4. 32 (\blacktriangle 0. 01)$ $7. 35 (0. 00)$ $15. 39 (\blacktriangle 0. 01)$ $23. 24 (\blacktriangle 0. 01)$ $8. 15 (0. 00)$

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載